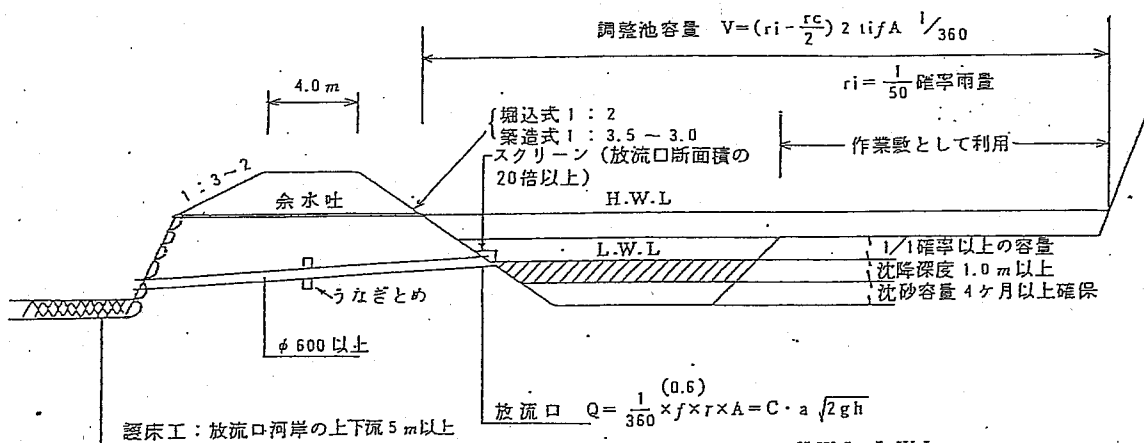


実施計画承認申請書

※ 整理番号		年月日	
松崎町長		様	
申請者		住所	
氏名又は名称		氏名又は名称	
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、土地利用事業等の承認を申請します。			
事業の目的			
施行区域の所在地			
施行区域の面積			
実施計画の内容	別添のとおり		
工事の設計	別添のとおり		
連絡	申請者 (担当者)	住所	担当者
		電話	
	設計者	住所	担当者
		電話	

(注) 1 ※欄は、記載しないこと。  
2 実施計画の内容については、実施計画書の作成要領を参照すること。

② 掘込式の場合



護床工：放流口河岸の上下流5m以上

$$調整池容量 V = (ri - \frac{rc}{2}) 2 \text{ l f A } \frac{1}{360}$$

$$ri = \frac{1}{50} \text{ 確率雨量}$$

$$放流口 Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A = C \cdot a \sqrt{2gh}$$

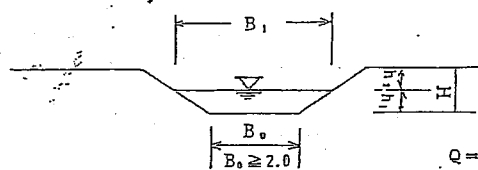
$$h = H.W.L. - L.W.L.$$

$$g = 9.8 \text{ m/sec}^2$$

$$c = 0.6$$

$$a = \text{放流口断面 (m}^2\text{)}$$

余水吐の断面



$$h_1 \geq 0.60 \text{ m}$$

$$H \geq 1.0 \text{ m 以上}$$

$$Q = \frac{1}{360} \times 0.9 \times 135 \times A \times 1.5 = \frac{2}{15} \alpha \cdot h \sqrt{2gh} (3B_0 + 2B_1) \left\{ \begin{array}{l} \alpha = \text{越流係数 (0.6)} \\ h = \text{縮流前の越流水深} \end{array} \right.$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{両法が5分 } Q = (1.77 B_0 + 0.71 h) \times h_1^{\frac{3}{2}} \\ \text{両法が1割 } Q = (1.77 B_0 + 1.42 h_1) \times h_1^{\frac{3}{2}} \end{array} \right.$$

事前協議申出書

※整理番号	
松崎町長 様	年 月 日
申請者 住所 氏名又は名称	ⓐ
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、協議を申し出ます。	
土地利用の目的	
施行予定区域の所在地	
施行予定区域の面積	
事業計画の概要	別添のとおり
連絡先	申請者 (担当者) 住所 電話
	担当者
	設計者 住所 電話
	担当者

(注) 1 ※欄は、記載しないこと。  
2 事業計画の概要は、事前協議書の作成要領を参照すること。

工事着手遅延理由書

松崎町長 様	年 月 日
届出者 住所 氏名又は名称 (電話)	ⓐ
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、工事の着手が遅延しますの理由を提出します。	
承認年月日	年 月 日 第 号
直近の仮承認年月日	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行場所	
遅延の理由	

(注) 添付書類

- 1 遅延理由を証明する書類等
- 2 法令に基づき許可等を取付たときは、その写し
- 3 防災工事及び工事に関する工程表(着手予定年月日を記載すること。)
- 4 工事施行予定者の業務経歴書
- 5 土地利用事業等の承認書の写し
- 6 土地利用対策委員会の決定事項・許認可事項の写し(承認時の条件)

経過報告書

松崎町長 様	年 月 日
住 所 事業者 氏名又は名称 (電話)	④
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、経過について報告します。	
同意年月日	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行場所	
経過	

(注) 経過欄には、法令に基づく許可、認可、届出等の状況を含めて記載すること。

地位継承認申請書

松崎町長 様	年 月 日
申請者(地位を譲り受けようとする者) 住 所 氏 名 (電話)	④
申請者(地位を譲り渡そうとする者) 住 所 氏 名 (電話)	④
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、地位承継の承認を申請します。	
承認年月日	年 月 日 第 号
事業の種別・名称	面積 m <sup>2</sup>
施行場所	
申請の理由	
債権・債務の承継内容	
譲受人の資本金	

(注) 譲受人の派付書類

- 1 定款及び商業登記簿謄本
- 2 経歴書又は経営報告書
- 3 当該事業の資金計画書及び管理計画書
- 4 工事完成保証人(町長が必要と認めた工事に限る。)
- 5 承認(同意)通知書の写し

地 位 承 継 届

松崎町長	様	年 月 日
届出者	住 所	
氏名又は名称	氏名又は名称	
(電話)	(電話)	
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、事業者の地位を承継したので届け出ます。		
承 認 年 月 日	年 月 日 第 号	
事 業 の 名 称	面 積	m <sup>2</sup>
施 行 場 所		
旧 事 業 者 の 住 所		
同 上 氏 名 又 は 名 称		
承 継 の 理 由		

(注) 承継人の添付書類  
 1 住民票又は商業登記簿謄本  
 2 承認(同意)通知書の写し

変 更 承 認 申 請 書

松崎町長	様	年 月 日
申請者	住 所	
氏名又は名称	氏名又は名称	
(電話)	(電話)	
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、変更の承認を申請します。		
承 認 年 月 日	年 月 日 第 号	
直 近 の 変 更 承 認 年 月 日	年 月 日 第 号	
事 業 の 名 称 ・ 種 別	面 積	m <sup>2</sup>
施 行 場 所		
変 更 の 理 由		
工 事 の 設 計	別 添 の と お り	

(注) 1 変更計画の工事設計説明書作成要領参照のこと。  
 2 図面は、新・旧の計画を色分けすること。

名称変更届

松崎町長 様	年 月 日
届出者 住所 氏名又は名称 (電話 )	⑤
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、名称を変更しましたので届け出ます。 氏名 住所	
承認年月日	年 月 日 第 号
事業の種類別	面積 m <sup>2</sup>
施行場所	
変更した内容	旧
	新

(注) 添付書類

- 1 法人の商号変更の場合は、商業登記簿謄本
- 2 住所の変更の場合は、住民票又は商業登記簿謄本

工事施行者変更届

松崎町長 様	年 月 日
届出者 住所 氏名又は名称 (電話 )	⑤
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、工事施行者の変更について届け出ます。	
承認年月日	年 月 日 第 号
事業の名称	面積 m <sup>2</sup>
施行場所	
変更年月日	
旧工事施行者	
工事施行者	住所
	氏名又は名称
	連絡場所 (電話 )
変更の理由	

(注) 添付書類

- 1 工事施行者の業務経歴書

防災工事着手(完了)届

(注) 添付書類

I 着手届

- 1 防災工事に関する工程表(木工事着手予定年月日を記載のこと。)
- 2 法令に基づく許認可等の写し
- 3 工事施行者の業務経歴書
- 4 造成計画平面図及び防災施設構造図
- 5 位置図

II 完了届

- 1 造成計画平面図及び防災施設構造図
- 2 土地利用対策委員会決定事項・許認可事項(表)の写し
- 3 土地利用対策委員会決定事項に対する措置(表)及び許認可事項一覧表
- 4 防災上の維持管理計画書(維持管理者名を明記のこと。)
- 5 調整池・沈砂池等を確認測量した容量についての図書
- 6 工事完成写真
- 7 位置図

松崎町長	様	年 月 日	
住所	氏名又は名称	④	
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、防災工事に着手(完了)するので届け出ます。			
承認年月日	年月日第	号	
直近の发生变更年月日	年月日第	号	
事業の種類・名称			
施行場所			
防災工事の着手(完了)年月日	年月日	着手	
沈砂池、調整池の数		完了(予定)	
その他防災施設			
工事施行者	氏名		
	住所		
	連絡場所		(電話)
現場管理者	氏名		
	住所		
	連絡場所		(電話)

工事着手(完了、中止、再開)届

松崎町長	年 月 日
様	
住所	
届出者 氏名又は名称	㊦
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、工事の着手(完了、中止、再開)について届け出ます。	
承認年月日	年 月 日 第 号
直近の従事承認年月日	年 月 日 第 号
事業の種別・名称	
施行場所	
工事の(着手、完了、中止、再開)年月日	年 月 日 (中止の場合は、中止期間明示のこと。)
工事施行者	住所
	氏名又は名称
	連絡場所 (電話)
現場管理者	住所
	氏名又は名称
	連絡場所 (電話)

(注) 添付書類

I 着手届

- 1 工事に関する工程表(防災工事と併行する場合は、防災工事に関する工程表を含む。)
- 2 法令に基づく許認可等の写し
- 3 造成計画平面図
- 4 防災工事完成写真(防災工事と併行する場合、防災施設が機能発現することが確認できる写真・図書等)
- 5 防災工事と併行する場合その理由書
- 6 位置図

II 完了届

- 1 造成計画平面図及び防災施設構造図
- 2 土地利用対策委員会決定事項・許認可事項(表)の写し
- 3 土地利用対策委員会決定事項に対する措置一覧表及び許認可事項一覧表
- 4 工事完成写真
- 5 位置図

III 中止届

- 1 中止理由書(再開予定年月日を明記のこと。)
- 2 造成計画平面図及び防災施設構造図
- 3 中止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 4 位置図

IV 再開届

- 1 工事に関する工程表
- 2 法令に基づく許認可等の写し
- 3 工事施行者の業務経歴書
- 4 造成計画平面図
- 5 位置図

会員等の募集届

松崎町長	様	年	月	日
	在 所			
	届出者 氏名又は名称			
	(電話 )			
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、会員(他に名称があればその名称)の募集について届け出ます。				
承認年月日	年	月	日	第 号
名	称	規 模	模 数	㎡
所	在 地			
募 集 の 時 期				
募 集 人 員 (口 数)	金 額			
( 徴 収 に わ た り 募 集 す る 場 合 は 、 そ の 時 期 別 に )				
会員の権利、義務に関する事項				

(注) 添付書類 募集に関する説明書その他参考となる図書

事業廃止届

松崎町長	様	年	月	日
	在 所			
	届出者 氏名又は名称			
	(電話 )			
松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、事業を廃止したいので届け出ます。				
承認年月日	年	月	日	第 号
直近の変更承認年月日	年	月	日	第 号
事業の種類				
事業廃止予定年月日				
事業を廃止する区域の面積				
廃止の理由				
廃止に伴う今後の措置				

(注) 添付書類

- 1 事業の廃止に係る既着手区域を明示した図書
- 2 廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 3 事業の廃止に伴う従前の公共施設の回復計画書
- 4 事業の廃止に伴う防災工事計画書
- 5 位置図



是 正 報 告 書

松崎町長	様	年 月 日	
事業者	住 所	( 電話 )	( 印 )
年月 日の現地調査において指示された点について、下記のとおり是正したので報告します。			
事業名	記		
施行場所			
承認年月日	年 月 日	第 号	
指示事項	是 正 事 項		

松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に  
基づく申請書類等の標準作成要領

第1 実施計画書(設計説明書)の作成要領

1 実施計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等実施計画の概要を記載すること。
- (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。
- (3) 県内における既実施事業の成果について記載すること。当該事業が別荘、住宅、マンション  
研修所の分譲を目的とするものである場合には、販売状況、建築状況、これらの調査時点を明  
らかにすること。
- (4) 事前協議の同意を得た計画にあつては、同意時に県、町から付けられた検討項目につい  
ての検討結果を一般にして記すこと。また事前協議時の計画と実施計画とに差異を生じた場合  
は、相異点及び変更の理由を明らかにすること。

2 計画地の面積、取得状況

(1) 開発区域内の土地の現況

区 分	公 衆 面 積			突 測 面 積	
	既取得地 m <sup>2</sup>	未取得 民有地 m <sup>2</sup>	未取得 公有地 m <sup>2</sup>	面 積	割 合
宅 地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
田					
畑					
その他					
小 計					
山 林					
原 野					
公共公益用地					
その他 ( )					
計					

- (注) 1 農地欄のその他には採草放牧地を記入すること。  
2 未取得地がある場合には未取得の理由を明記すること。

(2) 用地取得に関する事項

区分	面積	割合	証数	権利者数	(予定)対価	
					総額	単価
既取得地	自己所有地					
	借入等					
	契約済地					
	小計					
取得予定地	買収					
	貸付等					
	契約予定地					
	小計					
	計					

- (注) 1 面積は(予定)積算面積を記入すること。  
 2 地番毎の取得状況を一覧にした土地取得調書(別紙1)を添付すること。  
 3 計画地内に公有地がある場合は、取得対象の公有地に関する調書(別紙2)を作成し添付すること。

(3) 地権者の同意状況

未取得民有地の面積100%について地権者の同意が得られていることを明示すること。  
 (開発行為の施行等の同意書(別紙3)を添付すること。)

(4) 計画地の現状

標高	最高地		最低地		土地利用方針
	平均	m	m	m	
傾斜状況	勾配	面積	割合		
	0度~15度	m	%		
	15度~30度				
	30度~45度				
	45度以上				
地形の概要					

河川	流域面積 全体面積の%	流末経路	放流先	
			中間経路	河川法上の河川又は海
	○○○○流域面積全体面積の%	流末経路	○○調整地(昔)○○川 ○○調整地(昔)○○川	○○調整地(昔)○○川 ○○調整地(昔)○○川
計画地の交通路	取付ける認定道路	道	線 (W=)	m
	進入路区間	道	線 (W=)	m
		W=	L=	m 現況地目

- (注) 1 調整地から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。また、河川の級種別も記入すること。  
 2 取付ける道路及び既設道路を進入路として使用する場合、拡張計画があれば現況幅員および拡張後の幅員をそれぞれ記入すること。

(5) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別(地域区分)	面積	根拠法令	規制の種別(地域区分)	面積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農振法(農用地区域)		( )			
森林法					

- (注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。  
 2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。  
 3 農振法(農用地区域)の欄に該当する土地が含まれていない場合は、「当該計画区域内に農用地区域が含まれていない」旨の町長の証明書を添付すること。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

施設名	面積	割合	敷地・親戚等についての概要説明
(自己用を施設名に記す)		%	
小計			
公共施設			
公益的施設			
その他			
小計			
合計		100	

住区街区の設定計画(分譲地、工場団地に係わるもの)

街区	街区面積	最大街区面積	街区最長辺	m
最大区画	m <sup>2</sup>	平均区画面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
予定建築物(例)住宅	集会所	その他	合計	
区画数	(例) 120	(例) 2	1	130

- (注) 1 営業用施設  
分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設
- 2 公共施設  
要綱第2条第6号によること。
- 3 公益的施設  
要綱第2条第7号によること。
- 4 その他  
営業用施設・公共施設及び公益的施設に区分されない施設・未利用地
- 5 それぞれの施設には符号を付し、土地利用計画平面図と対照できるようにすること。

(2) 森林現況とりまとめ表

区分	現況森林		Aのうち伐除(造成)予定森林		備考
	面積(A)	比率	面積(B)	B/A	
人	ha	%	ha	%	
す					
ひ					
の					
ま					
つ					
の					
他					
林					
細計					
針葉樹					
広葉樹					
細計					
小計					
原野等					
その他					採取跡地(含経過残壁)等
小計					地域森林計画対象森林面積と一致させること。
その他					田、畑、宅地、道路、河川等
合計					

- (注) 1 備考には平均樹齢・生育状況・天然林の樹種について概要を記入すること。
- 2 森林(表の二重線より上)とは、森林法第5条の規定に基づく地域森林計画対象民有林をいう。
- (3) 開発率  
施行区域の面積に対する現地形又は現植生を覆更する土地の面積の割合を記入すること。

$$\frac{m^2}{m^2} \times 100 = \%$$

4 個別計画の明細

(1) 防災計画の明細

区分	種別	施設概要 (構造等)
河川改修	(河川・水路名)	(例) L=○○m, W=○○m
防災施設	(調整池) (砂防堰堤)	必要調整容量 V=○○○m <sup>3</sup> 調整池容量 V=○○○m <sup>3</sup>
その他		

- (注) 1 本工事の着手に先立って施行する防災計画を明らかにすること。  
 2 施設には符号等を付す等により図面に対照しやすようにすること。  
 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。  
 4 水理計算書を添付すること。  
 5 流出土砂量計算書を添付すること。  
 6 調整池容量計算書を添付すること。(下流の流下能力の検討を含む。)

(2) 生活用水計画

計画給水分	給水量等	積算の基礎	
		施設毎の給水人口等	最大給水量
計画年次	年	(例) 分譲住宅 ○区画(□)×○人=○人 ゴルフ場来客 ○人 従業員(通勤) ○人	人= m <sup>3</sup> /日 人= m <sup>3</sup> /日 人= m <sup>3</sup> /日
計画給水人口	人		
1日1人当たり給水量	最大平均		ℓ/日 ℓ/日
1日当たり給水量	最大平均	1区画4人とする。	ℓ/日 ℓ/日
時間最大給水量	m <sup>3</sup> /時		

(3) 工業用水計画

用途	区分	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水		m <sup>3</sup> /日	
原料用水			
製品処理及び洗浄用水			
冷却用水			
温調用水			
その他			
計			

(4) その他の用水  
 生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じ説明すること。

(5) 水源及び水量

水源の種別	水道の名称	水量等		備考
		最大受水量	m <sup>3</sup> /日	
水道				分水又は給水承諾書を添付すること。
地下水	くみ上げ地点	最大取水量	m <sup>3</sup> /日	別紙4の地下水等の利用計画書を添付すること。
	河川の名称	最大取水量	m <sup>3</sup> /日	水利権許可證又はこれに準ずるものを添付すること。

(6) 給水施設の明細

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 貯給水水槽	

(7) 排水施設の明細

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

- (注) 1 自然水(雨水)と雑用水(生活污水)・計画地内と計画地外とに区分して排水系  
統ごとに記入すること。  
2 4(1)に掲げた施設の再掲は、不要である。

(8) 道路計画の明細

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線 半径	(計画) 交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	m	台/日	〇〇道 〇〇~〇〇線	
進入路							町移管道 L=〇m	
幹線道路								
支線道路								

(注) 公道の現況に記す範囲は、L=200メートルとする。

(9) 汚掃施設の明細

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

- (注) 1 し尿・雑排水・ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。  
2 施設の維持管理の責任及び処理水の水质等処理後の状況を備考欄に記入すること。  
3 第三者に委託して処理する場合には、維持、修繕、修繕、災害復旧、その他の管理につ  
いて明確にした契約書等を添付すること。  
4 表の最下段に放流先河川等の水质及び利水状況を記入すること。

(10) 産業廃棄物処理計画

7 処理方法

産業廃棄物の種類	月間排出量	処理方法

イ 処理施設

廃棄物処理施設の種別	能力	技術管理者名

- (注) 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条、同政令第7条に基づいて記載するこ  
と。  
2 処理施設の平面図、設計計算書等を添付すること。

(11) 消防用施設の明細

施設区分	規模・構造	配置	計画

(12) その他の施設

施設名	説明
	明

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

- (注) 1 公共団体が管理する施設を整備する計画がある場合は、この計画について記入す  
ること。  
2 協議の状況には、当該施設の管理者との協議の状況を記入すること。

6 公害防止計画

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動及び悪臭等の公害発生が考えられる計画にあっては、排出物等  
の種類、排出量及びその排出状況並びに公害防止施設設置の計画を具体的に記入する。

なお、工場、研究施設等にあっては、生産工程及び使用薬品を明示すること。

7 文化財等の原簿計画

文化財の種類・名称	所在位置	保護の計画

- (注) 1 保護の計画欄には、文化財の取扱いについて記載する。例えば、現状保存（公園、その他）、発掘調査実施等。  
 2 文化財分布調査結果報告書及び土地利用計画平面図に文化財の分布状況を示したものを添付すること。  
 3 町教育委員会の文化財に関する意見書を添付すること。

8 切土盛土の土量集計

符号	施工区域	切土	盛土	残不足土	残土・不足土の処理方法
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
計					

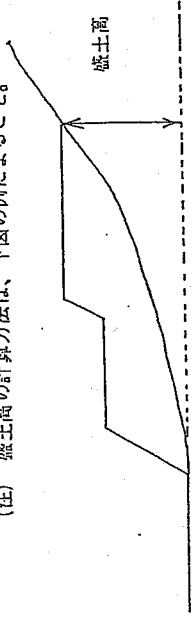
- (注) 1 土量計算書を添付すること。  
 2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいうにすること。  
 施工区域は適宜区分すること。  
 3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

9 地盤・法面・擁壁等の安全対策

(1) 切土・盛土

区分	最大切盛高	法	勾配	備考
切土				
盛土				

(注) 盛土高の計算方法は、下図の例によること。



(2) 法面保護・擁壁

位置	区分	規模及び構造

(3) 地盤

改良箇所	改良方法

10 公園計画

面積、施設計画（植栽・遊戯施設等を含む）等を明示すること。

11 環境保全対策

(1) 自然環境の現状

ア 植生状況

計画地及びその周辺における植生状況を群集及び群集レベルの階層により現存植生図を作成し説明する。

イ 野生動物状況

計画地及びその周辺における野生動物状況を生息地、繁殖地、遊来地について説明する。

(2) 緑化計画

ア 緑化の方針

緑化造成の基本的考え方、緑地の意義、保存緑地のとり方及び緑化方法（樹種の選定、植栽地の土壌、植栽木の大きさ、植栽密度等）について説明する。

イ 植栽樹木計画表

樹種	緑		落		備考
	本数	本数	種	本数	
高木		本		本	
低木					
計					

(注) 高木とは、成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。

12 工事中の災害・水質汚濁の防止計画  
 土砂流出防止・土砂崩壊防止・水質汚濁防止・飲料水確保・交通安全対策・騒音対策等に区分して記載すること。また、施工管理体制を明らかにする。

13 施設完成後の運営利用計画  
 施設完成後の利用見込み、収容人口、従業員の雇用計画について記載すること。生産計画がある場合(工場事業所等)は、生産品目ごとの計画生産量・従業員数を記載すること。また、施設利用について地元民に特に便宜を図る場合には、その方法を説明すること。

14 施設完成後の管理計画等

施設区分	管理責任者	管理方法

(注) 1 事業者が直接管理する施設、第3者に委託して管理する施設、公共団体等に委管する施設に3区分のうえ、それぞれについて管理方法を具体的に記入すること。  
 2 公共・公益的施設については、管理方法、改修及びこれに伴う土地の補償を明確にすること(道路・水路についてはそれぞれ区分して付替、用途廃止、存置の計画を明らかにすること。)

15 資金計画  
 (1) 収支計画 (単位:千円)

科目		目	金額
収	入	自己資金	
		借入金	
		その他	
		(権利金、入金金等)	
		処分散入	
		宅地処分散入	
		その他処分散入	
		補助負担金	
		計	
		用地費	
支	出	工事費	
		整地工事費	
		道路工事費	
		排水施設工事費	
		給水施設工事費	
		防災工事費	
		建築工事費	
		附帯工事費	
		事務費	
		借入金利息	
計			

(注) 処分散入にあつては、地価及び買収の基礎を科目欄に( )書きすること。付帯工事費にあつては、工事の種類(緑化費等)を区分してそれぞれについて記入すること。

(2) 年次別資金計画

(単位：千円)

科目	年次				計
	年次	年次	年次	年次	
収	自己資金				
	借入				
	その他				
	(権利金、入金金等)				
	処分収入				
	宅地処分収入				
	その他処分収入				
	補助負担金				
	計				
	用地費				
支	工事費				
	農地工事費				
	道路工事費				
	排水施設工事費				
	給水施設工事費				
	防災工事費				
	建築工事費				
	附帯工事費				
	計				
	借入金				
出	借入金利息				
	計				
借入金の借入先					

(注) 収入について、調達方法を異つける書面(預金残高証明書、融資証明書等)の提出を求める場合があるので留意すること。

(3) 年間収支計画

レクリエーション施設等完成した施設を拠点として事業活動を営む場合には、利用料金、入場者数等を算定したうえ年間収支計画を明らかにすること。

16 予定工期

工期区分	着手年月	竣工年月	備考
(例) 全体計画 第1期計画	年月	年月	カ月

17 宅地等の分譲方針

- (1) 分譲対象地畝、分譲の方法、予定対価等について概要を記すこと。
- (2) 建築協定案、管理協定案を添付し、これらの方針を明らかにすること。

18 会員等の募集

会員等の募集を行うおとする場合には、募集行為の時期、募集人員、募集の公開、非公開の別及び会員の権利及び義務に關する事項を記載すること。  
なお、非会員の施設利用についても説明すること。

19 その他の特記事項及び参考となる事項  
関係諸団体並びに利害関係者の同意書を添付すること。

20 静岡県内に所有又は経営する土地施設  
県、町土地利用対策委員会の承認を受けた施設等主要な施設の状況を説明すること。

21 業務経歴表(別紙5)  
施工(予定)者についても提出のこと。  
法人登記簿抄本、定款、宅地建物取引業免許の写し等法令による資格証の写し及び申請時最近の決算報告書を添付すること。

22 設計者業務経歴表(別紙6)  
資格を証する書類を添付すること。



第2 実施計画書（設計説明書）の添付図面等

- 1 位置図（縮尺 10,000 分の 1 以上）
- 2 計画地及び周辺の現況図（縮尺 2,500 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
地形図に計画地及び計画地内及び周辺の土地利用現況（山林にあっては人工林と天然林に、農地にあっては田と畑とその他農地とにそれぞれ区分のこと）及び法令による規制区域を明示すること。また、周辺地域の道路・河川等の公共施設、民家等の分布状況を明示すること。なお、地形図上に凡例を示し着色のこと。
- 3 土地利用計画平面図（縮尺 1,000 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
地形図に計画地の境界及び施設の配置計画等を着色のうえ図示すること。（住宅地等の分譲を行う計画がある場合は、区画ごとに番号を付し面積を明示すること。）
- 4 公写図（公図のとおり）  
原則として計画地の全域を1枚の図面に表示し、境界及び周辺の字界、地番、公道並びに水路を示すこと。この場合、地目及び地積は文字で記入のこと。また、国高道、水路、堤堰取をそれぞれ赤・青・薄墨色に着色すること。
- 5 現況写真  
全果及び近景を被写体とするカラー写真
- 6 現存植生図（縮尺 1,000 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
地形図に計画地の境界を明示のうえ、計画地及びその周辺における植生状況を群集及び群集レベルの群落により着色のうえ図示すること。  
ただし、事前協議の際、提出済のものについては、提出を要しない。
- 7 緑化計画平面図（縮尺 1,000 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
地形図に計画地の境界及び施設の配置計画を明示したうえ、まず現況植生の存置か植栽による緑化かを大別し、植栽による緑化部分を「喬木」「常緑」「高木」「落葉」「低木」「常緑」「低木」「落葉」「その他」に色分けすること。
- 8 緑化模式図（縮尺 100 分の 1～400 分の 1）  
各施設ごとの平面及び断面の緑化模式図を作成すること。特に道路等による盛土・切土による
- 9 地形勾配現況図（縮尺 1,000 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
地形図に計画地の境界を明示のうえ、地形勾配は 15 度以下、15 度～30 度、30 度～45 度、45 度以上に区分して色分けすること。また、宅地造成を行う場合には保安距離を示すこと。
- 10 造成計画平面図（縮尺 1,000 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
地形図に計画地の境界を明示のうえ、切土又は盛土する部分について、それぞれ黄色と赤色に分けすること。また、土工計画のブロック図をこれに併記すること。なお、擁壁の位置、造成後の地盤高、並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配を示すこと。さらに造成後も開墾として残す水路を青色で明示すること。
- 11 給排水系統図（縮尺 500 分の 1 以上、ただし 10ヘクタール以上のものにあつてはこのかぎりでない）  
地形図に排水区域の区域界、公園上の青線、給水施設・排水施設の位置・形状を示すこと。なお、給排水（雨水・汚水）の系統をそれぞれの高低差がわかるよう明示すること。また、計画地の隣接地に工作物等がある場合は、その位置・形状等を図示すること。
- 12 防災施設設計平面図（縮尺 1,000 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
地形図に調整池、砂防ダム等の防災施設の設置位置・形状を図示すること。なお、これらの設置箇所の見況写真を地形図上に添付すること。また、シガラ等の仮設防災施設も合わせて示すこと。
- 13 道路計画平面図（縮尺 1,000 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
地形図に道路の現況及び計画（測点・中心線・構造物・法面・I.P・R・T.L・C.L・S.L 等）を記入すること。
- 14 公共用地改廃制限図  
道路・水路等の公共用地の現況と完成後の状態が対比できるように図示すること。
- 15 現況地盤の横断面図、完成後の横断面図等（縮尺 1,000 分の 1 以上、20ヘクタール以上 3,000 分の 1 以上）  
建築物、工作物設置の計画を明示すること。沢の埋立等により連続盛土をする場合には、当該箇所を横断面図をも提出すること。なお、ゴルフ場の造成を目的とする計画にあっては、全ホールの縦断面図を添付すること。
- 16 給水施設構造図

第3 事前協議書の作成要領

1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果、効果、主たる施設等の事業計画の概要（宅地分譲等を目的とする場合は分譲予定区域図）を記載すること。
- (2) 施設完成後の利用形態、生産計画、従業員雇用計画の概要を記載すること。
- (3) 既定計画又は将来計画がある場合には、これらの計画との関連につき説明のこと。
- (4) 県内における就業施事業の成果について説明のこと。  
 （別荘分譲の場合には販売状況、建築状況を明記のこと。）

2 計画地

- (1) 計画地の面積、取得状況  
 第1の2(1)に準ずる。
- (2) 用地取得に関する事項  
 第1の2(2)に準ずる。
- (3) 地権者の同意状況

7 面積（公簿）

① 全所有地面積 m <sup>2</sup>	② 既取得民有地面積 m <sup>2</sup>	③=①-② 未取得民有地面積 (要同意面積) m <sup>2</sup>	④ 同意済面積 m <sup>2</sup>
-------------------------------	---------------------------------	--	------------------------------

(注) 地権者の同意書（別紙3）を添付すること。

イ 地権者数

全所有地の地権者数	
所有権者数 人	計 人
	その他の 権利者数 人

17 排水施設構造図

18 防災施設構造図

大規模な鋼管ゴム（砂防ゴムも含む。）を設置する場合は、ボーリングによる土質性状を合せ図示すること。

19 道路構造図・縦横断面

20 廃棄物処理施設設計図書

21 汚水処理施設設計図書

22 かげの断面図（縮尺50分の1以上）

23 擁壁の構造図（縮尺50分の1以上）

24 その他町長が必要と認める図面

（備考）

- 1 実施計画の判型はA4判とし、表紙には事業の名称と事業者を明記し、要綱様式第1号に定める実施計画承認申請書と添付図面等とを一件冊頭として適当な厚さ（おおむね10mm）に分冊して編綴すること。
- 2 提出部数は15部とする。

(4) 土地利用規制現況等

第1の2(5)に準ずる。

(5) 計画地の地形

標高	最高地	最低地	傾度
	m	m	m

傾斜度

傾度	0～15度	15度～30度	30度～45度	45度以上
ha	ha	ha	ha	ha
%	%	%	%	%

(6) 施設計画の概要

第1の3(1)に準ずる。

(7) 森林状況

区分	現況森林		Aのうち伐期(造成)予定森林		備考
	面積(A)	比率	面積(B)	B/A	
人	ha	%	ha	%	
す					
ひ					
の					
ま					
つ					
の					
他					
林					
細計					
天然林					
針葉樹					
広葉樹					
細計					
小計					
原野等					
その他					採取跡地(含経過残塵)等
小計					地域森林計画対象民有林面積と一致させること。
その他					山、畑、宅地、道路、河川敷等
合計					

(注) 1 備考には平均樹齢・生育状況・天然林の樹種について概要を記入すること。  
 2 森林(森の二重線より上)とは、森林法第5条の規定に基づく地域森林計画対象民有林をいう。

(6) 道路の現況

計画地への交通路	取付ける認定道路	道		線(W= m)	
		進入路区間	W= m	L= m	現況地目

3 防災計画の概要

下記の事項について基本計画の概要を説明すること。

- (1) 防災計画の基本方針
- (2) 雨水排水計画
- (3) その他の防災計画

4 開発率

第1の3(3)に準ずる。

5 公共公益的施設の状態

公共施設	現況	事業者の整備予定
道路	路 2(7)に掲げるとおり	
河川水路		(支流先河川名)
下水道		
その他		
学校		
上下水道		
その他		

11 資金計画  
(1) 収支計画

(単位：千円)

科	目	金	額
収	自己資金		
	借入金		
	その他		
	( 権利金、入金等 )		
	処分散入		
	宅地処分散入		
	その他処分散入		
入	補助負担金		
	計		
	用地費		
	工事費		
	兼地工事費		
	道路工事費		
	排水施設工事費		
	給水施設工事費		
	防災工事費		
出	建築工事費		
	附帯工事費		
	事務費		
	借入金利息		
	計		

(注) 処分散入にあっては、単価及び買原の基礎を科目欄に( )書きすること。付帯工事費にあっては、工事の種別(緑化費等)を区分してそれぞれについて記入すること。

- 6 自然環境保全計画
  - 下記の事項についてその概要を説明すること。
    - (1) 動植物、景観及び地形・地質等自然環境の現況
    - (2) 自然環境に影響を及ぼす行為の内容及び程度
    - (3) 併じようとする自然環境保全対策の基本方針

- 7 文化財保護計画
  - 施行区域における文化財の所在の有無についての確認調査結果を記載し、文化財が存在する場合は取り扱いについての基本方針を説明すること。(文化財の所在の有無にかかわらず、町教育委員会の確認調査結果の回答を添付のこと。)

- 8 公害防止計画
  - 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、産業廃棄物等に区分して防止計画の基本方針を記入のこと。

- 9 温水計画の有無

- 10 予定工期

工期区分	着手	竣工	備考
(例) 全体計画 第1期計画	年 月	年 月	

(2) 年次別資金計画

(単位：千円)

科目	年次				計
	年次	年次	年次	年次	
収	自己資金				
	借入				
	その他				
	(権利金、入金金等)				
	処				
	分収入				
	宅処分収入				
	その他処分収入				
	補助負担金				
	計				
支	用地費				
	工事費				
	築地工事費				
	道路工事費				
	排水施設工事費				
	給水施設工事費				
	防災工事費				
	建築工事費				
	附帯工事費				
	計				
出	借入金				
	利息				
	計				
借入金の借入先					

(注) 収入について、調達方法を表す書面(預金残高証明書、融資証明書等)の提出を求める場合があるので留意すること。

12 その他の特記事項及び参考となる事項

関係諸団体並びに利害関係者の同意書を添付すること。

13 静岡県内に所有又は経営する土地施設の状態

14 協賛者の業務経歴表(別紙5)

法人登記簿抄本、定款、宅地建物取引業免許の写し等法令による資格証の写し及び申請時直近の決算報告書を添付すること。

第4 事前協議書の添付図面等

第2次施設計画書の添付図面等のうち1から6までの図面及び24の登記簿謄本

(備考)

1 第3に掲げる事業計画書の判型は、A4判とし事前協議申出書(要綱様式第3号)、第4の添付図面等と一件書類として編綴すること。

2 提出部数は15部とする。

第5 変更計画の設計説明書

1 計画変更の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等計画変更の概要を記載すること。
- (2) 将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。

2 土地利用計画の変更対照表

(単位: m<sup>2</sup>)

	営業用施設		公共施設	公益施設	その他	合計
	面積	比率				
変更前						
変更後						

3 分譲区画

	区画数	最大区画面積	最小区画面積
変更前		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
変更後			

4 工事概要

土工	種別	変更前		変更後		備考
		土量 (m <sup>3</sup> )	土量 (m <sup>3</sup> )	土量 (m <sup>3</sup> )	土量 (m <sup>3</sup> )	
擁壁	鉄コンクリート筋造	高さ 2m~5m	5m以上			残土量 残土の処理方法
	練石積造	高さ 2m~5m	5m以上			

道	種別	変更前		変更後		備考
		幅員	長さ	幅員	長さ	
道 (延長)	幅員	4 m				
		5 m				
		6 m				
		7 m				
排水施設 (延長)	暗渠工	排水溝	個	所		
			容量	量		
災害防止施設	堰堤	堰堤	土	堰堤		
			コンクリート	堰堤		
水道施設	水	源				
その他の施設	ブル	テニスコート	遊園地	駐車場等		
管理施設	管理事務所 (規模、付帯施設等)					

(注) 変更内容により、種別等を加除すること。

5 その他  
実施計画書(設計説明書)の作成段階に定める事項について、変更対照表を作成し提出すること。

取得対象の公有地に関する調査

所有区分	土地の所在	地目		地積		買収又は賃貸借別	取得対価の精算	備考
		公簿	現況	公簿	実測			
市町村有				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	計							
〇〇財産区有								
	小計							
△△△財産区有								
	小計							
	計							

- (注) 1 土地の所在欄には、市町村・字・地番を個別に記入すること。  
 2 地目における現況の欄には、宅地(造成地)、田、畑、山林及び原野(荒地)の別を記入すること。  
 3 地積における実測の欄には、地番別に測量が行われていない場合は、計(全体)を記入し、また、実測が行われていない場合は、空欄にしておくこと。  
 4 取得対価の精算について公簿による場合には⊙、及び実測による場合には⊗別に記入すること。  
 5 備考の欄には、法令による指定地域、賃貸借権等の予定存続期間等を記入すること。

土地取得調査

土地取得の態様	1.売買 2.賃貸借 3.地上権 4.その他( )
---------	------------------------------

整理番号	土地の所在	公簿地目	公簿面積	現況地目	実測面積	前所有者名	取得契約年月日	取得価格	精算	取得単価	取引(許可届出)年月日	摘要
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>							

- (注) 1 土地取得について該当する項目を○で囲むこと。  
 2 土地の所在欄には、市町村・字・地番を個別に記入すること。  
 3 所有権の移転によらない土地取得の場合には、前所有者名は現所有者名と標題を改める。  
 4 未取得地がある場合は、取得契約年月日欄に未取得であることを明記すること。  
 5 取得対価の精算について公簿による場合には⊙、実測による場合には⊗と区分すること。  
 6 賃貸借、地上権等の契約により取得した場合、取得価格欄には、1年間当たりの地代を記入すること。  
 7 取得単価は、取得価格を精算面積で除したものである。  
 8 取引許可(届出)年月日欄には取得契約に先立って国土利用計画法に基づく許可のなされた日、又は当該取引について具書ない旨通知された日を記入すること。法による許可(届出)を受けない場合には、その旨明記のこと。  
 9 摘要欄には法令による指定地域、賃貸借権等の存続期間等を記入する。  
 10 土地取得の状況を証する書類として、登記簿謄本を別冊として1部添付すること。未登記の場合は、さらに売買契約書、賃貸借契約書等の写を添付すること。これらの書類にはそれぞれ土地取得調査書の整理番号と同一の番号を付し、参照の便を図ること。(土石採取に係る土地利用専業については不要である。)

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所

氏名

様

権利者 住 所

氏 名

電話番号

㊦

わたたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面 積	権利の種類	摘 要
		$m^2$		

地下水等の利用計画書

起 業 者		施 行 地			
1日当たり水取内訳					
区 分	水 量 ( $m^3$ )	記 事			
地 下 水					
工 業 用 水					
上 水					
地 表 水					
そ の 他					
回 取 水					
計					
新 設 井 の 内 容					
測 管 等	測 管 等	揚 水 機		最 大 日 採 取 量	$m^3$ / 日
		口 径	能 力		
No.	深 さ	種 類	口 径	能 力	年 間 平 均 日 採 取 量
	$m$		$mm$	$m^3$ / 分	$m^3$ / 日
既 設 井 の あ る と き は そ の 内 容					
測 管 等	測 管 等	揚 水 機		最 大 日 採 取 量	$m^3$ / 日
		口 径	能 力		
No.	深 さ	種 類	口 径	能 力	年 間 平 均 日 採 取 量
	$m$		$mm$	$m^3$ / 分	$m^3$ / 日
地下水を使用する期間 年 月 日					
地下水を採取する日数 日					
年間最大日採取量 $m^3$ /日					
年間最小日採取量 $m^3$ /日					
年間平均日採取量 $m^3$ /日					

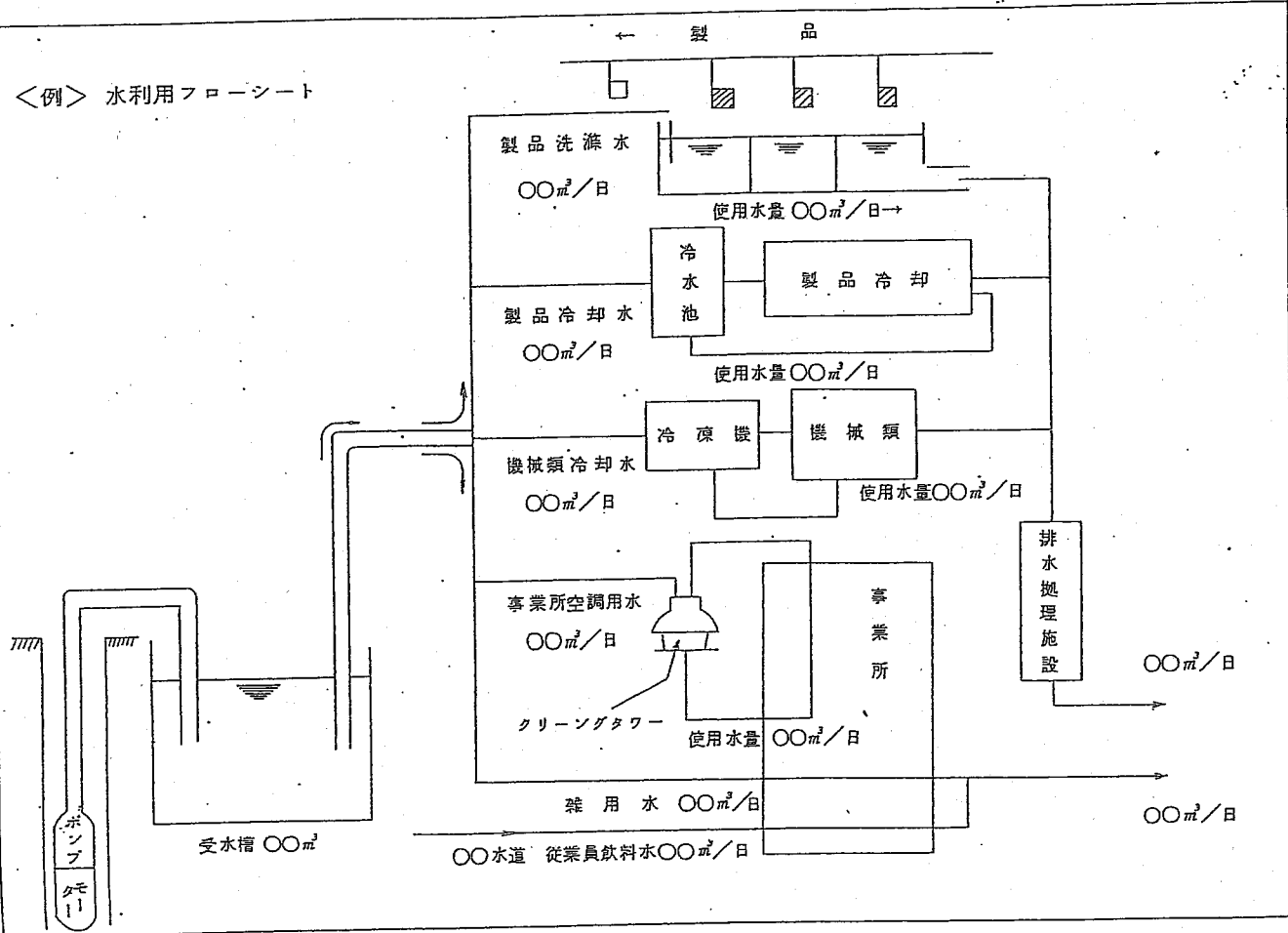


事業者、工事施行者の業務経歴表

氏名 (名称及び代表者名)		住所 (所在地)		営業種目		創立後の沿革概要		資本金 万円		主な取引銀行等	
法登記簿 等による 記録	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他	建設業 宅地建物 その他
職責 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務
職責 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務	職務 職務
主な役員及び技術者名		主な役員及び技術者名		主な役員及び技術者名		主な役員及び技術者名		主な役員及び技術者名		主な役員及び技術者名	
過去3年間の主要土地利用事業の要約		過去3年間の主要土地利用事業の要約		過去3年間の主要土地利用事業の要約		過去3年間の主要土地利用事業の要約		過去3年間の主要土地利用事業の要約		過去3年間の主要土地利用事業の要約	
備考		備考		備考		備考		備考		備考	

(注) 法人登記簿抄本、定款、宅地建物取引業免許の写し等法令による資格証の写し及び申請時  
直近の決算報告書を添付すること。

<例> 水利用フローシート



設計者業務経歴表

年 月 日

設計者 姓 所 名  
氏 住 在 地  
電 話 番 号

学 校 の 名 称	学 部 及 び 学 科	所 在 地	所 在 地	修 業 年 限
勤 務 先			在職期間(合計 年 月)	
			年 月 から 年 月 まで	
			年 月 から 年 月 まで	
			年 月 から 年 月 まで	
			年 月 から 年 月 まで	
事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 工 場 所	面 積	許 可 番 号 及 び 日
			m <sup>2</sup>	第 年 月 日
				第 年 月 日
				第 年 月 日
				第 年 月 日
				第 年 月 日

- (注) 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。  
2 資格を証する書類を添付すること。

業務管理者に関する書面

事務所の名称	所在地	TEL
業務管理者氏名 ④	生 年 月 日	住 所
		職 務 時 間

監督計画

環境影響調査要領

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、調査等の実施に関して必要な事項は、別途指示するものとする。

(趣旨)

第1条 松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱(平成2年松崎町要綱第13号)第13条第2項に規定する「環境影響調査」は、この要領の定めるところによるものとする。

(環境影響調査の方法)

第2条 事業者は、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「公害防止事業団事業環境影響評価技術指針(昭和60年8月30日環企企第882号)」により調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)を行うものとする。

(調査書の作成)

第3条 事業者は、前条により実施した調査等に基づき、環境影響調査書(以下「調査書」という。)を作成しなければならない。

2 調査書の記載事項及び構成は次のとおりとする。

(1) 概要

ア 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 対象事業の内容の概略

ウ 環境に及ぼす影響の評価の結論

(2) 対象事業の目的及び内容等

ア 目的

イ 内容等

(3) 地域の概況

(4) 調査結果

ア 調査項目

イ 調査結果の概要

(5) 予測

ア 予測及び評価項目

イ 対象事業の実施による影響の内容及び程度の予測

(6) 公害の防止等及び自然環境の保全のための措置

(7) 評価

対象事業の実施による影響の評価

3 調査書は、原則として日本工業規格A4版、横書き左とじにより作成するものとする。

附 則

この要領は、平成2年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

## 松崎町産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の最終処理場に関し、協議その他必要な事項を定めて、総合的、かつ計画的な見地から適正な指導を行うことにより、住民の生活環境及び公衆衛生の保全と地域の秩序ある土地利用を図ることを目的とする。

### (要綱の適用)

第2条 この要綱は、産業廃棄物のうち次の品目について適用する。

1 「廃プラスチック類」、「ガラスくず及び陶器くず」、「ゴムくず」、「金属くず」及び「建設廃材」の埋立処分する最終処分場

2 「鉱さい」の埋立処分する最終処分場

### (処分場の施設)

第3条 前条第1項に規定する最終処分場は安定型とする。

2 前条第2項に規定する最終処分場は管理型とする。

### (紛争防止措置)

第4条 処理しようとする者は、次条の協議を行う前に、埋立処理を計画している関係地区住民と後日の紛争を避けるため、その行為について同意を得るとともに環境保全のため協定を結ばなければならない。

### (町長との協議)

第5条 処理しようとする者は、埋立処理を行おうとする場合は、処理行為に係る法令の規定に基づき許可申請又は届出の前に、あらかじめ、その処理行為について町長と協議をしなければならぬ。なお、第6条第2項の通知を受けた後、処理計画の変更をして、処理行為を行おうとする場合も同様とする。

2 処理しようとする者は、前項の協議を申し出ようとする場合は、様式第1号による産業廃棄物処理施設最終処分場設置事前協議申出書を、また変更しようとする場合は、様式第2号による産業廃棄物処理施設最終処分場設置変更事前協議申出書を町長に提出しなければならない。

3 前項の申出書には、別表第1に掲げる関係図書を添付しなければならない。

### (協議事項等)

第6条 町長は、前条第1項の協議の申出があった場合には、次に掲げる事項について、その申出をした処理しようとする者と協議を行うものとする。なお、処理しようとする者に正当な事由等がなく、前条第1項に基づく協議を中断した日から90日経過しても協議を再開しないときは、協議を打ち切る事ができるものとする。

(1) 立地条件に関する事項

(2) 処理行為計画の内容に関する事項

(3) その他、合理的な土地の利用と環境保全を図るために必要と認められる事項

2 前項の協議は、別に定める指導基準に基づき行うものとし、町長は、その協議を終えたときは、速やかに、その結果をその申出をした処理しようとする者に対し、様式第3号により通知するものとする。

### (指導に従わない者に対する措置)

第7条 町長は、処理しようとする者がこの要綱に基づく指導又は、前条第2項の通知の内容に従わない場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、埋立処理について必要と認める措置を講ずべきことを勧告するものとする。

2 町長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときはその勧告に基づいて詳じた措置について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

3 町長は、第5条第1項の申出をしなかった者又は第1項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表するものとする。

### (実効性の確保)

第8条 町長は、第5条第1項の申出をしなかった者又は第6条第2項の規定による協議の結果不適當である旨の通知をした処理しようとする者に対しては、この要綱に基づく勧告その他の指導の実効性を確保するため必要があると認めるときは、協定を締結するものとする。

### (協定の締結)

第9条 町長は、この要綱に基づく指導を適正に行うために、必要があると認めるときは、処理しようとする者と産業廃棄物の最終処分場について協定を締結するものとする。

### (埋立処理の廃止)

第10条 処理しようとする者は、第5条第1項の協議の申出をした埋立処理を廃止する場合は、速やかに、様式第4号による産業廃棄物処理施設最終処分場設置廃止届出書を、町長に届けなければならない。

2 町長は、前項に規定する届出があった場合において、必要があると認めるときはその届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

### (処理業者等の変更の届出)

第11条 処理しようとする者は、第6条第2項の通知を受けた後、処理しようとする者の氏名又は名称、所在地に変更があったときは、速やかに、様式第5号による産業廃棄物処理業者等事項変更届出書を町長に届けなければならない。

### (工事の着手又は完了の届出)

第12条 第6条第2項の通知を受けた処理しようとする者は、その通知に係る工事に着手し、又は工事を完了したときは、速やかに、様式第6号による産業廃棄物処理施設最終処分場工事着手届又は、様式第7号による産業廃棄物処理施設最終処分場工事を完了した届を町長に届けなければならない。

(環境保全対策)

第13条 処理しようとする者は、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに埋立処理を中止し、発生した事態の調査を行い、環境保全のために防止対策を講じなければならない。

(1) 排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)第1条の排水基準及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年静岡県条例第27号)第3条の排水基準値以上の水質汚染水の流出

(2) 汚濁水の流出

(3) 悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域及び規制基準の指定(昭和62年静岡県告示第197号)に定める規制基準値以上の悪臭

(4) 前各号のほか、著しい環境の破壊

2 処理しようとする者は、前項の防止対策実施後、安全が確認された後でなければ産業廃棄物の埋立処理を再開してはならない。

(報告、指導及び調査)

第14条 町長は、この要綱に基づく指導を適正に行うため必要があると認める場合は、処理しようとする者に対し報告を求め、若しくは必要な指導を行い、又は必要な調査を実施するものとする。

(委 任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

産業廃棄物の最終処分場に関する指導基準

産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱第6条第2項に規定する指導基準は、次のとおりとする。

第1 立地基準

1 最終処分場計画地の基準は、次による。

- (1) 処理区画……………最終処分場として利用する一団の土地
- (2) 隣 地……………最終処分場に境界を接する他人所有の土地
- (3) 他人所有の土地……………最終処分場が設置される土地の所有者以外で、公共団体を除いた私人(法人等を含む。)の所有地

第2 計画基準

- 1 現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全について適切な措置が講ぜられるものであること。
- 2 工事中における汚濁水の流出防止、騒音、振動の発生防止、土砂の運搬に伴う粉じんの発生防止等の公害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 3 工事中の土砂の流出防止、構造物の崩壊防止等災害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 4 現在又は将来の公用又は公共施設に支障をきたす恐れがないものであること。

第3 埋立処理基準

- 1 最終処分場の構造及び維持管理基準は次による。
  - (1) 最終処分場は「安定型」若しくは「管理型」とする。
  - (2) 廃棄物は中空の状態でなく、おおむね径15センチメートル以下に破碎、切断又は溶融加工の後埋立処分とする。
  - (3) 埋立処分はサンドイッチ工法又はセル工法とし、一層につき産業廃棄物の厚さは2メートル以下、覆土の厚さは50センチメートル以上とする。なお、覆土は直ちに行うこと。
  - (4) 埋め立てを終了した最終処分地(又は区画)は、その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと等により開口部を閉鎖すること。
  - (5) その他、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する指導要領に準ずること。

様式第1号(第5条第2項関係)

産業廃棄物処理施設(最終処分場) 設置前協議申出書

第4 環境基準  
 1 産業廃棄物の埋立処理をしようとする場合は、生活環境保全のため、あらかじめ、次の環境調査を実施し、かつ影響につき対策を講じること。

- (1) 計画地周辺の水質の調査
- (2) 計画地下流に井戸がある場合は、その水質の調査
- (3) 計画地下流に水田等農耕地がある場合は、その水利、作物等の影響と対策
- (4) 計画地周辺に住家等がある場合は、埋立処理による臭気の影響と対策
- (5) 産業廃棄物の搬入及び処理作業による騒音の調査と対策
- (6) 地下水脈の有無、位置の確認及び浸出水の防止対策
- (7) その他必要と認められる調査及び対策

第5 その他  
 1 その他法令に基づき許可の基準に適合するものであること。

松崎町長	様	年	月	日
申出者	住所	氏名	印	
産業廃棄物処理施設(最終処分場)を設置したいので、産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱第5条第1項の規定により、協議を申し出ます。				
施設の種類	最終処分場			
設置場所				
施設の面積、容量	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	処分量	m <sup>3</sup> /月
処理する廃棄物				
処理方式の概要等				
設備の構造の概要				
浸出液の処理方法				
放水質及び水量				
放流方法				
水放流先の概況				
着工年月日	使用開始予定年月日			

産業廃棄物処理施設(最終処分場)設置変更事前協議申出書

松崎町長	年	月	日
榎			
申出者 住 所 氏 名			㊦
産業廃棄物処理施設(最終処分場)の変更をしますので、産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱第5条第1項の規定により、協議を申し上げます。			
施設の種類	最終処分場		
設置場所			
協議通知年月日			
変更の内容			
変更の理由			
工事着工年月日			
使用開始予定年月日			
その他必要な事項			

産業廃棄物処理施設最終処分場設置協議結果通知書

年 月 日

榎

松崎町長

年 月 日 付けで申し出のあった、産業廃棄物の処理施設最終処分場設置(変更)事前協議については、産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

様式第4号（第10条第1項関係）

産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置廃止届出書

松崎町長	様	年	月	日
届出者	住 所	氏 名		印
産業廃棄物処理施設（最終処分場）の設置を廃止するので、産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。				
施設の種類	最終処分場			
設置場所				
協議通知年月日				
廃止年月日				
廃止の理由				
廃止時の土地の状況と廃止に伴う今後の措置				
その他参考となるべき事項				

様式第5号（第11条関係）

産業廃棄物処理業者等事項変更届出書

松崎町長	様	年	月	日
届出者	住 所	氏 名		印
産業廃棄物処理業者等の事項内容を変更したので、産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。				
施設の種類	最終処分場			
設置場所				
協議通知年月日				
変更した内容				
新 事 項				
旧 事 項				
そ の 他				



産業廃棄物処理施設(最終処分場)着手届

松崎町長		様	年	月	日
届出者		住所	④		
氏名		☒			
産業廃棄物処理施設(最終処分場)の工事に着手したので、産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。					
施設の種類	最終処分場				
設置場所					
協議通知年月日					
工事着手年月日					
工事完了年月日					
工事	住所	☒			
施設	氏名				
業者	連絡先				
その他参考となるべき事項					

産業廃棄物処理施設(最終処分場)完了届

松崎町長		様	年	月	日
届出者		住所	④		
氏名		☒			
産業廃棄物処理施設(最終処分場)の工事が完了したので、産業廃棄物の最終処分場に関する指導要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。					
施設の種類	最終処分場				
設置場所					
協議通知年月日					
工事着手年月日					
工事完了年月日					
工事	住所	☒			
施設	氏名				
業者	連絡先				
その他参考となるべき事項					

別表第1(第5条第3項関係)

添付図書

1 事業実施工程表

環境保全対策工事着手、同工事完了、処理行為開始、その他事業の実施に関する工程

2 位置図(1/10,000)

方位、処理区域、道路、鉄道、河川等の状況

3 土地整理図(1/500~1/1,000)

方位、地番、地目、所有者(処理計画区域を赤線で囲む。)

4 現況平面図(1/500~1/1,000)

方位、処理区域、土地の地形及び形状、周辺の道路及び河川の状況、並びに公共施設及び公益施設の状況  
地質及び地下水の状況を明らかにする図書

5 処理施設、工作物平面図(1/500~1/1,000)

処理施設、工作物の位置、記号又は番号、種類、形状、延長水処理施設流れ図

6 集排水計画平面図(1/500~1/1,000)

集排水区境界、集排水区域の番号及び面積、集排水施設の位置、種類、規模

7 構造物詳細図(1/20~1/50)

各種構造物詳細、構造物の安定計算書、流量計算書、水処理施設詳細図、縦断面図、横断面図

8 土地利用計画平面図(1/500~1/1,000)

処理区域、造成等の箇所、各種施設の名称、位置及び規模、各種構造物の名称及び位置並びに道路、河川、水路の位置及び幅員、跡地利用計画図

9 公害防止計画

防音、防臭、防塵、流末排水対策、環境保全対策等

10 防火計画図書

洪水調整、交通安全、火災予防

11 許認可に関する事項

産業廃棄物処理業の許可証の写し、他法による許認可、又は届出の必要のある場合はその旨の記載、又は許認可証の写し

12 承諾書等書類

関係諸団体並びに利害関係者の同意書及び協定書の写し  
隣地所有者の承諾書の写し  
所有者及び第三者の権利の設定を証する書類

13 その他町長が指示した図書

(備考)

- 1 計画書の判型はA4判とし、事前協議申出書(要綱様式第1号)と添付図書等とを一件書類として編綴すること。
- 2 提出部数は15部とする。

## 松崎町土地利用対策委員会設置規程

### (設置)

第1条 土地利用に関する町の施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、松崎町土地利用対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の総合調整に関する審議を行う。

- (1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）その他の法令等に基づく土地利用に関する計画の策定に関すること。
- (2) 松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱（平成2年松崎町要綱第13号）の規定による承認、同意その他の事務に関すること。
- (3) その他土地利用に関する事項で、町長が関係課等の施策の調整を必要と認めるもの。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 助役
- (2) 収入役
- (3) 教育長
- (4) 総務課長
- (5) 企画調整課長
- (6) 住民課長
- (7) 税務課長
- (8) 生活環境課長
- (9) 産業観光課長
- (10) 建設課長
- (11) 水道温泉課長
- (12) 議会事務局長
- (13) 振興公社推進本部総支配人

### (委員長)

第4条 委員長は、助役をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会で必要と認められた事案を調査審議するため、起業者又はその他の者で本案に関係のある者の出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故あるときは、収入役がその職務を代理する。

### (議案の提出)

第5条 第2条に基づき委員会の所掌事務を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、当該事項を処理する必要があるときは、議案を作成し、これを委員長に提出するものとする。

### (審議)

第6条 委員会の審議は、委員長が招集する会議において行う。ただし、急を要する場合は、他の特別の事情がある場合は、回議の方法により審議することができる。

2 委員長は、議案の審議が終了したときは、その結果を町長に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成2年12月20日から施行する。
- 2 松崎町土地利用対策委員会設置規程（昭和48年松崎町規程第1号）は、廃止する。

### 附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

松崎町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱第4条第4号の規定による国又は地方公共団  
 体が出資している別に定める公社又は公団等は、次のとおりとする。

- (1) 住宅・都市整備公団
- (2) 森林開発公団
- (3) 水資源開発公団
- (4) 日本道路公団
- (5) 日本鉄道建設公団
- (6) 農用地整備公団
- (7) 労働福祉事業団
- (8) 年金福祉事業団
- (9) 簡易福祉事業団
- (10) 雇用促進事業団
- (11) 中小企業事業団
- (12) 公害防止事業団
- (13) 日本下水道事業団
- (14) 地域振興整備公団
- (15) 静岡県住宅供給公社
- (16) 静岡県道路公社
- (17) 静岡県土地開発公社

## 都市下水道設計基準

(参考)

計画管渠の決定は、計画雨水量を算定しそれに対応した断面、勾配、流速を仮定し流量計算を行い、  
 流下能力の安全性を十分検討し決定する。

### 1 計画雨水流出量の算定

計画雨水流出量の算定は、合形式によるものとする。

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$$

ここに、Q = 計画雨水流出量 (  $m^3/sec$  )

C = 流出係数

I = 流速時間(t)内の平均降雨強度 (  $mm/hr$  )

A = 排水面積 (  $ha$  )

#### (1) 流出係数 (C)

流出係数は、表-1のような土地の状態別の基礎流出係数を基に、一定の区域を平均的に代表  
 する値として総括流出係数を用いる。

総括流出係数の算定式は、次による。

$$C = \frac{\sum_{i=1}^m C_i \cdot A_i}{\sum_{i=1}^m A_i}$$

ここに、C = 総括流出係数

$C_i$  = i 工種の基礎流出係数

$A_i$  = i 工種の総面積 (  $ha$  )

m = 工種の数

総括流出係数の扱いは次点に留意する。

- 1) 流出係数は将来の土地利用の姿を想定して算出すること。
- 2) 流出係数は10%単位に切り上げること。
- 3) 土地の状態が極端に異なる場合は別として、概ね10～100%位で1つの流出係数とすること。
- 4) 現況を基に将来の流出係数を決定するのは非常に困難であり、誤差も大きい恐れがあるので若干余裕をもった値で決めること。
- 5) おおよその見当として、都市計画の土地利用では表-2のような標準値となる。

計画雨水を算出する。この計画雨水量に対して仮想水路の実際流速をマンシングの公式により算出する。

この実際流速が仮定流速とほぼ同じであれば計画水高が決定する。もし、5%以上異なる場合は、何回か繰返し計算を行い決定する。

最初の仮定流速は  $1.0 \text{ m/sec} \sim 1.5 \text{ m/sec}$  を目安とする。流速は理想的には  $1.0 \text{ m/sec} \sim 1.8 \text{ m/sec}$  程度である。

## 2 水路の流量計算

流量計算はマンシングの式による。

(1) マンシングの式

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

ここに、 $Q$  = 流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )

$A$  = 流水の断面積 ( $\text{m}^2$ )

$V$  = 流速 ( $\text{m}/\text{sec}$ )

$n$  = 粗度係数

$R$  = 径深 ( $\text{m}$ ) ( $= \frac{A}{P}$ )

$P$  = 流水の潤辺長 ( $\text{m}$ )

$I$  = 勾配 (分数または小数)

1) 粗度係数  $n$  は表-5 による。

表-5 粗度係数値

構	造	$n$
側壁および底面ともコンクリートまたは鉄筋コンクリート、ボックスカルバート、ヒューム管		0.015
側壁コンクリートブロック積または石積み、底面コンクリート張り		0.025

(2) 水路の設計上の留意事項

- 1) 断面形状は台形または長方形断面の閉渠で三面張りを原則とする。
- 2) 断面変りは適当な区間でなじめよくすりつけること。
- 3) 地表勾配が急峻である場合等で落蓋工を設ける場合には、その落差は1箇所当り1.5 m以内とし、階段工の場合は0.6 m以内とし、水叩厚、水叩度を十分とすること。
- 4) 水路の平面形状はできるだけ直線とするが、方向が変わる場合には、半径が水路巾の3倍以上の曲線を入れること。
- 5) 余裕高は原則として表-6の通りとする。

表-6

水深	1.0 m未満	1.0 m以上2.0 m未満	2.0 m以上
余裕高	20 cm	水深の20%程度	40 cm

6) 計画外水位は、河川にあっては、該当河川の計画高水位、海域にあってはさく(朔)望高水位とする。

7) 計画外水位が計画水路の計画高水位より高いため、背水(バックウォーター)を生ずる場合は、背水計算を行い適正な背水区間を求め水路断面を決定する。

背水対策を行った結果、背後地に浸水区域が生ずる場合は、背水対策は行わずポンプ場を計画しなければならぬ。

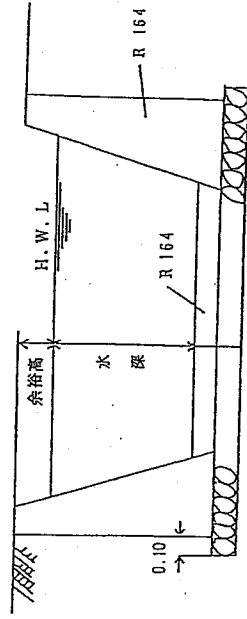
8) 水路の構造

イ 側面、底面ともコンクリートまたは鉄筋コンクリート

ロ 側壁コンクリートブロック積または石積、底面コンクリート張り

ハ 止むを得ず暗渠にする場合、床版橋タイプまたはボックスカルバート等

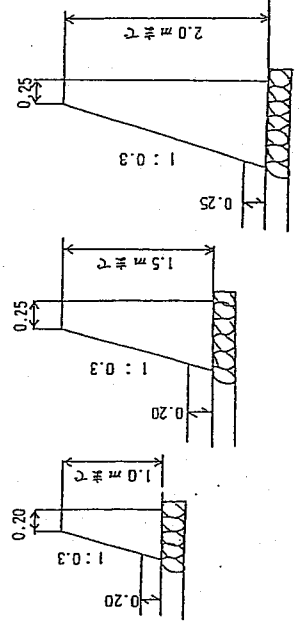
コンクリート重力式擁壁設計標準図



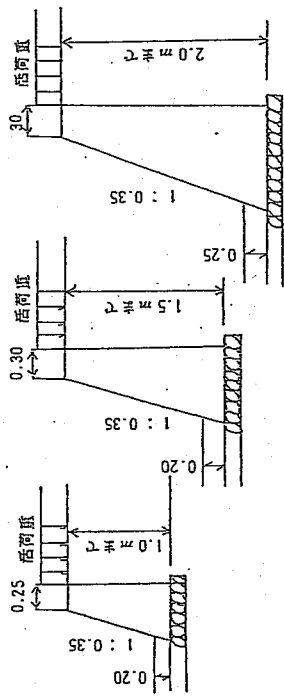
(注) 1. 床張コンクリートは流速  $2.5 \text{ m}$  以上、水深  $2.0 \text{ m}$  以上の場合は  $0.3 \text{ m}$  とする。

擁壁標準横断面図

1、背面に活荷重が無い場合



ロ、背面に活荷重がある場合



- (注) 1 イの場合、擁壁背後が水平で、土の単位重量  $1.8 \text{ t/m}^3$ 、コンクリート  $2.35 \text{ t/m}^3$ 、土の内部摩擦係数  $0.30$  を用いて計算してあるので、擁壁背後が傾斜地又は載荷重がある場合は安定計算を行い断面を決定すること。  
 2 擁壁高が  $2.0 \text{ m}$  以上の場合は他の構造との比較設計の上決定すること。

- 9) 水路には、固定堰は壓力施設しないこと。  
 10) 水路に流入する管渠等の流入口で逆流の恐れのある箇所はフラップゲートを備えること。  
 11) 通学路等危険箇所には転落防止用フェンス、ガードパイプ、ガードレール及びスクリーンを設置する。  
 12) 管理用道路について  
 開渠の場合、渡渠作業や水防作業等で資材運搬等が必要となるので、必要最小限の区間について、片岸に限り水路構造物外縁から、人力により作業を行う場合には  $1.0 \text{ m}$  の幅員について機械施工により作業を行う場合には  $2.5 \text{ m}$  以内の管理用道路を設けること。